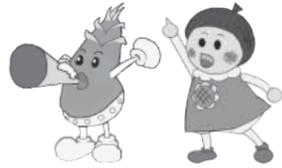


“みんなですすめるまちづくり”
自治基本条例



市では、まちづくりの基本的なルールとして「合志市自治基本条例」を制定し、市民参画と協働によるまちづくりを進めています。

今回、この自治基本条例を身近に感じてもらうためのキャッチフレーズを一般応募作品や推進委員会委員の意見をもとに決定しました。

自治基本条例が堅苦しく感じることから「ひらがな」とし、まちづくりを市民みんなで進めていこうという思いが込められています。

このキャッチフレーズで自治基本条例を多くの皆さんに知ってもらい、市民参画と協働によるまちづくりに取り組んでいきます。

- **時間** 30分程度を基本としますが、要望に応じます。
- **内容** 条例の内容や具体的取り組み・まちづくりなど
- **時間** 皆さんの会合や集会などへ説明に伺います。気軽にお申し込みください。



自治基本条例のキャッチフレーズ決定
みんなですすめるまちづくり

問い合わせ先 企画課 政策企画班 (合志庁舎) ☎(248)1813

自治基本条例とは？

自治基本条例には、まちづくりの基となる考え方や、市民・議会・行政それぞれの責務・権利や役割を定め、その責務と役割を果たしながら、まちづくりへの取り組みを進めることを定めています。

市民の皆さんが協力し合うことで、暮らしやすいまちができていきます。みんなで協力し、まちづくりに取り組みましょう。

部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年 4月1日現在)

部門	職 員 数	対前年増減数	主な増減理由	
				平成24年
一般行政門	企画課	4	4	業務減による人員減
	議総務	90	88	
特別行政門	教育	22	22	業務増による人員増
	消防	23	25	
公営企業等	衛生	20	21	業務増による人員増
	労働	15	15	
小計	農林水産	7	8	業務増による人員増
	土木	25	26	
小計	206	209	3	
特別行政門	73	68	△5	人員削減
小計	73	68	△5	
公営企業等	9	9		
病水交下	8	8		
院道通他	20	21	1	業務増による人員増
小計	37	38	△1	
合計	316	315	△1	

職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

勤務時間	1週間の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
	38時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00

年次有給休暇の取得状況 (平成24年1月1日～平成24年12月31日)

総付与日数	総使用日数	全対象職員数	平均使用日数
12,348	3,571	316	11.3

職員の分限と懲戒処分の状況

処分者数 (平成24年4月1日～平成25年3月31日)

処分の種類	処分者数	処分子事
分限処分	0	
免職	0	
休職	7	心身の故障
降任	0	
懲戒処分	0	
免職	0	
停職	0	
減給	0	
戒告	0	

職員の服務の状況

全ての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のため勤務し、職務遂行に当たっては全力で専念しなければなりません。

職員には、命令に従う・秘密を守る義務や信用失墜行為・争議行為の禁止、営利企業などの従事・政治行為の制限などが課せられています。

職員の研修の状況

研修の実施状況 (平成24年4月1日～平成25年3月31日 総務課所管分)

区 分	研 修 名	受講者数
中央等研修	自治大学校事後研修	1
	市町村アカデミー研修	4
	市町村国際文化研修所研修	1
	行政管理講座研修	17
県研修協議会主催研修	新任職員研修	4
	新任課長研修	2
	一般職員(1部)研修	4
	一般職員(2部)研修	4
その他研修	実務研修など	8
職員全体研修	人事評価制度研修	24
	人権教育研修	85
	メンタルヘルス研修	203

職員の福祉の状況

健康診断の状況 (平成24年4月1日～平成25年3月31日)

区 分	対象者数	受診者数	備 考
人間ドック	279	132	
定期健康診断	316	294	受診者には人間ドック受診者を含む 未受診者は育児休業など

市職員の給与などを公表します

● 問い合わせ先 総務課 人事班 (合志庁舎) ☎248-1112

職員の任免、職員数と給与などの状況

職員数の任免、職員数 (単位:人)

区 分	採用者数		退職者数		職員数
	平成24年4月1日現在	(H24.4.2～H25.4.1採用)	(H24.4.1～H25.3.31退職)	平成25年4月1日現在	
一般職	287	9	8	288	
技能労務職	29	0	2	27	
合計	316	9	10	315	

※採用者数、退職者数には派遣職員を含みます。

職員給与費の状況 (一般会計予算)

区 分	職員数A	給 与 費			一人当たり給与費(B/A)	
		給 料	職員手当	期末・勤続手当		
平成25年度	297人	1,124,158千円	167,804千円	409,565千円	1,701,527千円	5,729千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 給与費は当初予算に計上された額です。

職員の平均給料月額、平均給与月額と平均年齢の状況 (平成25年4月1日現在)

区 分	一般行政職		技能労務職	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
合 志 市	317,100円	352,398円	42歳2月	335,600円
			352,256円	47歳3月

(注) 平均給与月額は、扶養手当などが含まれ、期末勤続手当、退職手当を除いた額です。

職員の初任給の状況 (平成25年4月1日現在)

区 分	試験区分	合 志 市		国	
		決定初任給	採用2年経過日給額	初 任 給	採用2年経過日給額
一般行政職	大学卒	172,200円	184,200円	172,200円	184,200円
	高校卒	140,100円	148,500円	140,100円	148,500円
技能労務職	高校卒	140,100円	148,500円		

職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成25年4月1日現在)

区 分	学歴区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
		一般行政職	243,100円	295,500円
一般行政職	高校卒	205,400円	256,200円	302,500円
技能労務職	高校卒	209,050円	255,675円	297,800円

一般行政職の級別職員数の状況 (平成25年4月1日現在)

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職務分類	主事	主事	主幹査	主幹	課長補佐	課長	部長
職員数	18人	26人	76人	51人	41人	21人	8人
構成比	7.5%	10.8%	31.5%	21.2%	17.0%	8.7%	3.3%

※一般行政職員とは、一般職のうち公営企業職員などを除いた職員です。

職員手当の状況

区分	合 志 市	国
期勤末手当	(平成24年度支給割合)	(平成24年度支給割合)
	6月期 期末手当 1.225月分	6月期 期末手当 1.225月分
	12月期 1.375月分	12月期 1.375月分
	計 2.600月分	計 2.600月分
退職手当	職務上の段階、職務の級などによる加算措置 有	職務上の段階、職務の級などによる加算措置 有
	平成25年4月1日現在(支給率)	平成25年4月1日現在(支給率)
	勤続年数 自己都合 勤奨・定年	勤続年数 自己都合 勤奨・定年
	勤続20年 23.03月分 28.7875月分	勤続20年 23.03月分 28.7875月分
勤続25年 32.83月分 38.9550月分	勤続25年 32.83月分 38.9550月分	
勤続35年 46.55月分 55.8600月分	勤続35年 46.55月分 55.8600月分	
最高限度額 55.86月分 55.8600月分	最高限度額 55.86月分 55.8600月分	
(その他の加算措置)	(その他の加算措置)	
退職時 定年前早期退職特例措置 2～20%加算	退職時 定年前早期退職特例措置 2～20%加算	
特別昇給 無	特別昇給 無	

特別職の報酬の状況

区 分	給 料 月 額 など
給 料	市長 825,000円
	副市長 634,000円
報 酬	議長 388,000円
	副議長 330,000円
期末手当	(平成24年度支給割合) 6月期 1.225月分
	12月期 1.375月分
	計 2.600月分
期末手当	(平成24年度支給割合) 6月期 1.225月分
	12月期 1.375月分
	計 2.600月分

人材(財)バンクに登録しませんか

合志市人材(財)バンクは、専門的知識や技能を持ち、積極的に地域に役立てたいと思っている人を登録・公表し、学びたいと思っている人へ紹介する制度です。

市内外を問わず、指導ができる人・団体であれば、誰でも登録できます。また、市が行なうまちづくり活動に協力できる人も募集しています。

消費生活センターです

新聞購読の勧誘 相談事例

新聞勧誘員が尋ねてきて、号外が出ましたと渡され「野球チームはどこが好きですか」と聞かれたり、雑談をしたりするうちに契約を迫られ、半年分の購読契約をした。洗剤の景品をもらったが、後で考えたら新聞はいらないのでクーリング・オフしたい。もらった景品はどうしたらよいか。

(当事者 30代女性)

アドバイス

最初に販売目的を告げないで勧誘をするのは禁止されています。8日以内であればクーリング・オフができますので、早めに販売店に連絡し、通知書を出してください。もらった景品は、未使用の状態で返さなければなりません。新聞勧誘の場合も、いらないときははっきりと断りましょう。消費生活センターではクーリング・オフの方法も詳しくお教えします。気軽にご相談ください。

問い合わせ先 消費生活センター (合志庁舎2階 総務課) ☎(248)5442

相談受付時間

平日 午前10時～午後4時